



遺産の一部を先行的に分割することができるか

1. 遺産分割は、遺産全部を特定して（遺産の範囲を相続人全員で確認して）その全部を一時に分割するのが普通であり、かつ一般的に望ましいとされます。
2. しかし、遺産の構成は単純でなく、多種多様のものがあります。分けやすいもの分けづらいものがあり、各相続人にもそれぞれの思惑がありましょう。分割を急いだ方がよいものもあると思います。
3. 上述したように、ある時点において遺産の範囲を確定して全部を一度に分割することがよいし、それが原則的ですが、合理的な理由があり、相続人全員が合意して遺産の一部を先行して分割するとか、段階的に分割することは認められます。
4. 例えば、遺産が莫大で全遺産を調査しあるいは価格鑑定（価格を評価する）に時間がかかる場合があります。遺産の一部が裁判にかかっている場合、あるいは所有または遺産性が争われている場合は裁判が終わるまで分割する訳にはいかず、といって裁判が終わるまでに時間がかかります（裁判は第一審から最高裁判所まであります）。
5. 農地は現実に耕作されており、基本的には跡取りが取得するのがよいと考えられます。都会に出て農業を継ぐ気のない相続人にまで農地を分けて農地をいたずらに細分化するのは却って好ましくないと考えられます。
6. 会社経営者であった被相続人（父）が死亡した場合の被相続人の株式は、後継者が全部取得する（一部分割により相続する）方が、細分化された株式の株主となった相続人間での会社経営をめぐる紛争を回避できるとも考えられます。
7. ほかにケースは考えられるでありましょうが、いずれにしても、合理的な理由があれば、一

部分割または段階的分割は可能です。

ただし、もう一つ要件があります。

8. それは、一部分割されずに残された遺産の分割、ひいては既分割の遺産を含めた全遺産の分割面から観察して残余の遺産の分割に支障をきたさないことです。すなわち、一部分割または段階的分割を受けなかった相続人の衡平（公平）が保たれることです。相続人の中には、私は要らないという人もありましょう。あるいは私はこれだけでよいという相続人もありましょう。それはそれぞれそれぞれの相続人の意思ですが、一部分割・段階的分割を受けなかった相続人が相続分に応じた請求をする場合に、これに応えられるだけの遺産が残されているべきことが必要です。
9. 一部分割・段階的分割は、相続人全員の合意が必要です。相続人全員の合意があれば調停でも一部分割・段階的分割はできます。
10. 相続人全員の遺産分割協議で一部分割・段階的分割をする場合でも、調停でする場合でも、例えば「これは一部分割である」旨を明記しておくのがよいと考えます。併せて、残りの遺産分割において先行してなされた一部分割・段階的分割をどのように配慮するかしないかも記載しておくのがよいと考えられます。
11. 全遺産と思って分割した後に遺産に属する財産の存在が判明することもあります。この場合は、遺産と判明した財産について相続人全員で協議して追加的に分割すれば足ります。実務では、「後日遺産に属する財産が発見された場合、相続人誰々が取得する」旨定めることがあります。些少な預金なら紛争予防にもなりましょうが（金融機関が相続人誰々の解約に応ずるかどうかは別）、予想外に膨大な遺産が発見された場合にこの合意の効力が問題になるかもしれません。全てのケースに備えることが困難なことと実感します。